

職員の処分について

令和5年（2023年）5月24日付で下記のとおり処分を行いました。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

- 環境部家庭ごみ事業課技能主任（技能職員・男性・55歳）
戒告

2 処分事由等

休暇の連絡に関し、所属長から再三にわたる注意・指導を受けたにもかかわらず、2日間欠勤、文書による指導後も1日欠勤し、令和4年度中に付与された年次有給休暇をすべて取得後、さらに勤務すべき日のうち6時間45分を欠勤したことについて、下記に該当するため。

・地方公務員法第29条（懲戒）

第1項

「職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

第1号「この法律…に違反した場合」

第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」

3 違反法令

・地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」

・地方公務員法第35条（職務に専念する義務）

「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」